

令和4年度周南市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付実施要領

周南市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定める。

なお、この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

1 募集方法

周南市住宅・建築物耐震化促進事業補助金の募集は、市広報（5/1号）、市ホームページ、ケーブルテレビ、マスコミへの投げ込み及びデジタルサイネージにより行う。

2 募集期間及び事業の完了期日

- (1) 募集期間は、令和4年5月9日（月）から令和4年9月9日（金）までとする。
- (2) 要綱第3条に規定する市長が別に定める日は、各事業については令和5年1月31日（火）とする。この期日までに事業を完了し、完了の日から起算して30日以内に完了報告書を提出すること。

3 募集戸数及び棟数

木造住宅耐震改修事業	5戸
多数利用建築物耐震診断事業	1棟
避難路沿道等ブロック塀等除却事業	20件

4 申請者が周南市長宛に提出する書類の提出先 住宅課窓口（郵送、FAX、メール等不可）

5 要綱に規定する特段の事由

要綱第4条第1号に規定する特段の事由により所有者が実施できない場合とは、所有者が病気、高齢、収入が著しく低額である場合等をいう。この場合、補助金の交付を申請しようとする者は、周南市住宅・建築物耐震化促進事業に係る理由書（別記要領様式第1号）を交付申請書と併せて市長に提出するものとする。

6 山口県外の建築士による診断

山口県外の建築士が多数利用建築物耐震診断事業を行う場合は、建築士法第4条に規定する資格を証する書類及び建築士法第23条により登録を受けた建築士事務所であることを証する書類を交付申請書と併せて市長に提出するものとする。

7 添付書類

- (1) 交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - ア 木造住宅耐震改修事業
 - (ア) 対象住宅の所有者及び建築時期の分かる書類（登記事項証明書、建築確認

ため、市が工事期間中に、原則として1回、設計者又は工事施工者の立会いのもと、現地確認を行う。現地確認の日時等については、別に指示する。

- (2) 避難路沿道等ブロック塀等除却事業においては、事前相談後、補助対象に該当する通学路等に面し、倒壊の危険があるブロック塀等であるか、市が現地確認を行い、判定した後、判定結果について申請予定者に知らせる。現地確認の日程調整は募集開始後とする。

9 要綱様式

別記様式第4・5・9号様式は、押印廃止。別記様式第1号について、誓約事項以外は押印廃止。誓約事項は署名でも可。別記様式第7号について、確認事項以外は押印廃止。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。